


意 見 書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

住所 神奈川県横浜市
氏名 

「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」に関する意見書を、別紙の通り提出致します。

国民共有の財産である電波の有効利用を一層促すため 経済的価値の概念を取り入れる。
電波利用料の算定にこの経済的価値を認めていくのは国際的な趨勢であり、正しいことと考えております。

欧米諸外国は、オークションにより電波を利用する通信事業者に対し周波数を供与しているが、日本では、免許を受けて電波を利用するユーザが、電波利用料を応分に負担していこうという考えも理解できます。

ところが電波利用料を 広く浅く徴収しようとするため、免許を受けず電波を利用するユーザ(免許不要局) に対しても徴収するという考えには賛成できません。

今後の発展が期待できるワイアレス情報家電、無線LAN、電子TAGシステムなどの足枷となるからです。

情報家電など産業発展が期待できる分野について 徴収しないかまたは発展過渡期には電波利用料を免除するなど特別な配慮、優遇措置が必要と考えます。

電波を利用しているユーザは 高速道路利用料と同じように使用する者はその利用料を支払うべき、という考えは広く認知されているとは思えません。高速道路は、国、地方公共団体が資金を使って作ったものであり理解しやすいが、電波は空気と同じように自然に存在するものだからです。免許を受けているユーザは電波の知識があり理解しますが、一般ユーザが理解することは困難です。一般ユーザに対し十分時間をかけて「公物占用料の概念」の理解を得られるよう努力すべきです。

ユビキタス社会が到来し、ますます電波が必要になってきます。
電波開放政策により電波を倍増していく考えには、大賛成です。
広く国民の理解を得ながら 強力に進めていただきたくお願いいたします。

以上